

経理実務 基礎から学ぶ社会保険実務

CONTENTS

第1章 社会保険の概要

■ 1 社会保険の種類	2
■ 2 健康保険の概要	2
■ 3 介護保険の概要	3
■ 4 厚生年金保険の概要	4

第2章 適用事業所と被保険者

■ 1 適用事業所	6
■ 2 適用事業主の事務	6
■ 3 事業所に関する手続き	7
■ 4 健康保険の被保険者	2 5
■ 5 介護保険の被保険者	2 5
■ 6 厚生年金保険の被保険者	2 6
■ 7 資格取得手続き	2 6
■ 8 資格喪失手続き	3 0
■ 9 任意継続被保険者	3 4
■ 1 0 被保険者のその他の手続き	3 7
■ 1 1 被扶養者	5 0
■ 1 2 被扶養者に関する手続き	5 1

第3章 標準報酬

■ 1 報酬・賞与	5 6
■ 2 標準報酬	5 7
■ 3 資格取得時決定	5 9

■ 4	定時決定	6 4
■ 5	随時改定	7 3
■ 6	産前産後休業終了時改定	8 2
■ 7	育児休業等終了時改定	8 5
■ 8	再雇用された場合の標準報酬月額の特例	9 4
■ 9	標準賞与額	9 5

第4章 保険料

■ 1	毎月の保険料	1 0 4
■ 2	賞与に係る保険料	1 1 4
■ 3	任意継続被保険者の保険料	1 1 4
■ 4	保険料の納付	1 1 4

第5章 健康保険の保険給付

■ 1	給付の種類	1 1 8
■ 2	療養給付・療養費（家族療養費）	1 1 8
■ 3	高額療養費	1 1 9
■ 4	傷病手当金	1 2 0
■ 5	出産育児一時金（家族出産育児一時金）	1 2 7
■ 6	出産手当金	1 3 3
■ 7	埋葬料・埋葬費（家族埋葬料）	1 3 7
■ 8	資格喪失後の保険給付	1 4 0

第6章 介護保険の保険給付

■ 1	保険給付の体系	1 4 4
■ 2	区市町村の認定	1 4 4
■ 3	保険給付の種類	1 4 4
■ 4	費用の負担	1 4 5

第7章 厚生年金保険の給付

■ 1	年金制度の変遷	1 4 8
■ 2	厚生年金保険の給付の種類	1 4 8
■ 3	老齢厚生年金	1 4 9
■ 4	障害厚生年金	1 4 9
■ 5	遺族厚生年金	1 4 9
■ 6	未支給年金	1 5 0
■ 7	離婚による年金分割	1 5 0

第8章 その他の社会保険

■ 1	国民健康保険	1 5 2
■ 2	後期高齢者医療制度	1 5 2
■ 3	国民年金	1 5 3

■本講義・テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在の
施行法令等（令和3年度法令準拠）に基づいております。

第1章 社会保険の概要

1 社会保険の概要

社会保険の種類、健康保険・介護保険・厚生年金保険の概要

■ 1 社会保険の種類

社会保険とは、病気やケガ、労働中の事故、失業、老後の資金不足など国民が生活する上で直面する万が一のリスクに備えるための公的保険制度のことです。

広義の社会保険とは、「医療保険」「介護保険」「年金保険」「雇用保険」「労働者災害補償保険（労災保険）」の総称を指します。一方、狭義の社会保険は、「医療保険」「介護保険」「年金保険」の3つを指します。ここでは狭義の社会保険の中でも、会社で加入する「健康保険（介護保険）」「厚生年金保険」を中心に説明していきます。

制度				対象者(被保険者)
広義の社会保険	狭義の社会保険	医療	健康保険	健康保険適用事業所で働く人
			共済組合	国家・地方公務員、私立学校職員等
			船員保険	船員
			国民健康保険	自営業者や上記医療保険に加入していない人等
			後期高齢者医療	75歳以上又は寝たきり等の65歳以上の人
		介護	介護保険	40歳以上の人
			国民年金	①自営業・学生等 ②被用者年金の被保険者 ③②の配偶者
		年金	厚生年金保険	厚生年金保険適用事業所で働く人
	労働保険	雇用保険		労働保険適用事業所で働く人
		労災保険		労働保険適用事業所で働く人

■ 2 健康保険の概要

1. 健康保険とは

健康保険は、健康保険の適用を受ける事業所で働く会社員やその家族の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は出産について保険給付を行い、生活を安定させることを目的とした保険制度です。

2. 保険者

保険者とは、健康保険事業の運営主体として、保険料の納付及び保険給付等を行うものをいい、健康保険では「全国健康保険協会」と「健康保険組合」に分かれています。

「全国健康保険協会」が行う健康保険（以下「協会けんぽ」という）には、主に一

般企業が加入しています。一方、「健康保険組合」が行う健康保険（以下「組合けんぽ」という）は主に大企業などが、独自の健康保険組合を設立し、各自で運営しています。

3. その他の医療保険制度

日本では、すべての国民が公的医療保険に加入することとなっている「国民皆保険制度」が取られています。健康保険も公的医療保険のうちの1つですが、他にも以下のような種類があります。

（1）共済組合

国家・地方公務員、私学教職員やその家族を対象としたもので、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合などが保険者となっています。保険料率や保険給付は組合ごとに独自に設定されています。

（2）船員保険

船員やその家族を対象にしたもので、全国健康保険協会が保険者となっています。かつては、船員保険1つで年金、医療、労災、失業等に対して給付を行っていましたが、船員数の減少とともに、これらの部門は厚生年金保険や労災保険、雇用保険にそれぞれ統合され、現在では医療保険と船員保険独自の給付部分が残っています。

（3）国民健康保険

自営業者や健康保険・共済組合等に参加していない人を対象にした健康保険制度で、各市区町村が運営する地域医療保険と、医師や弁護士、建設業従事者など業種ごとに集まって作る国民健康保険組合があります。

（4）後期高齢者医療保険

75歳以上の人や65歳以上75歳未満で一定の障害がある人が加入する独立した医療保険制度で、各都道府県の広域連合と市区町村が連携をしながら運営をしています。原則として、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた医療保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになっています。

■ 3 介護保険の概要

1. 介護保険とは

介護保険は、介護が必要になった人が少ない負担で介護サービスを受けられるように社会全体で支えることを目的とした保険制度です。40歳以上の人介護保険の被保険者となり、保険料の負担が発生しますが、制度が適用されるのは65歳以上の人または40歳から64歳の特定疾病患者のうち介護が必要となった人に限られます。

2. 保険者

介護保険の保険者は全国の市区町村及び特別区（東京23区）です。複数の市区町村が業務を共同で処理するために広域連合を設置している場合は、その広域連合が保険者となります。

3. 医療保険と介護保険

医療保険は、基本的に全ての国民に加入が義務付けられている保険制度で、年齢を問わず利用できます。一方で介護保険は、介護に特化した保険で、サービスを受けられる

第1章 社会保険の概要

人の対象年齢と健康状態が限定されています。また認定される「要介護（要支援）度」に応じて利用限度額が決められています。基本的に2つの保険を同時に利用することはできず、両方が利用できる状況では、介護保険が優先されます。

■ 4 厚生年金保険の概要

1. 厚生年金保険とは

厚生年金保険は、適用事業所に勤務する会社員や公務員が加入する公的年金制度で、労働者の老齢、障害、死亡に関して保険給付を行っています。

2. その他の年金制度

現在の年金制度は、2階建ての構造で、1階部分がすべての国民が加入しなければならない国民年金、2階部分が在職時代の報酬に比例して上乗せの給付を行う厚生年金保険となっていて、これらを合わせて公的年金と言います。

さらに公的年金に上乗せして企業や個人が任意で加入する「私的年金」として厚生年金基金や国民年金基金などがあります。

3. 保険者

国民年金、厚生年金保険の保険者は国（政府）です。また、一連の運営業務は日本年金機構等が行い、適用や徴収関係の事務は各地区にある年金事務所が行っています。